

一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可(新規・更新)申請必要書類一覧

番号	書類	様式有無	一般廃棄物処理業		浄化槽清掃業	事業範囲変更	名称変更	住所変更	車両変更	区域変更	役員変更
			ごみ	し尿汚泥							
1	一般廃棄物処理業許可申請書(様式第2号)	○	○	○							
2	浄化槽清掃業許可申請書(様式第3号)	○			○						
3	一般廃棄物処理業許可更新申請書(様式第4号)	○	○	○							
4	一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(様式第7号)	○				○					
5	一般廃棄物処理業変更届書(様式第9号)	○					●	●	●	●	●
6	浄化槽清掃業変更届出書(様式第10号)	○					●	●	●	●	●
7	作業計画書(その1)	○	○	○	○					○	
8	作業計画書(その2)	○	○	○	○				○		
9	従業員に関する調書	○	○	○	○						
10	事業区域等に関する調書	○	○							○	
11	大型浄化槽に関する調書	○			○						
12	事業所・事業場の位置図・概要図・見取図		○	○	○			○			
13	車検証の写し		○	○	○				○		
14	車両の写真(前・後・横)		○	○	○				○		
15	車庫の位置図		○	○	○				●		
16	料金表(料金体系がわかるもの)		○	○	○						
17	登記簿謄本(申請者が法人の場合)		○	○	○		○	○			○
18	定款(申請者が法人の場合)		○	○	○						
19	役員の履歴書(申請者が法人の場合)		○	○	○						○
20	住民票の写し(申請者が個人の場合)		○	○	○		○	○			
21	申請者の履歴書(申請者が個人の場合)		○	○	○						
22	業務経歴書		○	○	○						
23	他自治体の発行する許可証の写し		○								
24	資格等の免状・修了証書の写し		●	●	○				●		
25	誓約書	○	○	○	○						
26	念書	○	○	○	○						○

*●は必要に応じて提出。

*役員の履歴書については、役員の氏名・住所・生年月日・職歴が記載されたものとする。

*車両、土地、建物等がリースの場合、リース契約書の写しを添付する。

*業務経歴書は業務概要等がわかる会社パンフレットでも可能とする。

*手数料(新規:8,000円、更新:4,000円、再交付:3,000円)

*その他内容に応じて別途資料の提出を求める場合がある。

変更届必要書類(補足)

1. 氏名・名称・住所を変更した場合

- ① 一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業変更届書
- ② 登記簿謄本(法人の場合)
- ③ 住民票(個人の場合)
- ④ 事業所・事業場の位置図・概要図・見取図(住所変更の場合)

2. 車両を変更した場合

- ① 一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業変更届書
- ② 作業計画書(その2)
- ③ 車両の写真(前・横・後)
- ④ 車検証の写し(使用者と異なる場合は備車契約書の写し)
- ⑤ 車庫の位置図(変更がある場合)
- ⑥ テールゲートリフター特別教育修了証等(必要に応じて)

3. 事業区域の変更の場合

- ① 一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業変更届書
- ② 作業計画書(その1)
- ③ 事業区域に関する調書

4. 役員の変更の場合

- ① 一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業変更届書
- ② 登記簿謄本
- ③ 役員の履歴書
- ④ 念書

5. 営業所を追加・変更した場合

- ① 一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業変更届書
- ② 営業所の位置図・概要図・見取図(住所変更の場合)
- ③ 車庫の位置図(変更がある場合)